

鹿児島県伊佐市地域おこし協力隊「高校魅力化コーディネーター」

募集要項

【 募集にあたって 】

鹿児島県伊佐市は、豊かな自然に囲まれ、独自の歴史や文化を持つ美しい街です。しかし、少子高齢化に伴い、市内高校の生徒数確保が喫緊の課題となっています。そこで、伊佐市では、高校魅力化に向けた取り組みとして高校留学支援事業として「地域みらい留学」を推進しています。「地域みらい留学」とは、伊佐市の豊かな自然や食文化、そして地域の人たちと関わりながら、充実した高校生活を送るという取り組みです。

令和9年度からの入学生を募集段階であり、令和8年から取り組みを始めたばかりの事業です。伊佐市内の高校への入学者数の増加を実現するために、高校の魅力化や活性化に向けて取り組んでいただく、「高校魅力化コーディネーター」を募集しています。

これらにご興味をもたれ、ご自身のスキルを活かし、地域や県立高校とコラボしながら実現化に向けたお手伝いが可能な方をお待ちしております。

1 募集する隊員の業種等

(1) 主たる業務

「高校魅力化コーディネーター」

(2) 業務・活動概要

(ア) 具体的活動内容

○「地域みらい留学」の推進・受入体制整備

- ・東京、大阪フェスでの高校ブースの支援
- ・おためし留学の受入準備、関係機関との調整
- ・県外からの留学生の受入準備、関係機関との調整

○留学生の寮生活の支援

- ・親元を離れて暮らす生徒の日常生活への適応サポート、定期的な面談
- ・寮の運営管理側、保護者、学校との連絡・調整窓口
- ・週末や放課後における地域と連動した寮生向けプログラムの企画・運営

○高校の特色・魅力の情報発信

- ・SNS や特設サイトを活用した、県内外の中学生・保護者向けの情報発信
- ・地元進学率向上、および市外からの生徒誘致（地域みらい留学など）の推進

(イ) 隊員の企画提案業務

主たる業務を遂行するなかで、地域住民や地域づくり団体等と協働による地域づくりに資する活動を隊員が自ら企画し、提案した事業について、市が適当と認めた場合、一定の範囲内において業務の一環として組み込むことができます。

《例えば…》

- 特産品（伊佐米・黒豚等）を活かした高校生発の「伊佐ブランド」開発
 - 県外留学生と地元住民を繋ぐ「伊佐ファミリー制度」の創出
 - 生徒が自ら魅力を語る「高校生インスタライター」の育成
 - 学校と地域のつなぎ役となり、高校生をサポートする活動。
- など、自由に興味を持ったことを企画してください。

(ウ) その他（副業及び企業に向けての準備業務）

市の担当者と相談の上、業務の支障のない範囲であれば副業を認めます。

また、任期終了後に市内での起業を目指す場合はその準備作業も業務対象とします。

2 募集人数

1名

3 応募資格

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 年齢：20歳以上概ね50歳未満（令和8年4月1日現在）
 - (2) 3大都市圏（※1）及び3大都市圏外の都市地域（※2・※3）に在住の方で、生活の拠点を伊佐市に移すとともに伊佐市に住民票を異動することができる方
 - (3) 伊佐市に1年以上居住が可能な方
 - (4) 心身ともに健康で地域住民の方々とコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動できる方
 - (5) 普通自動車運転免許を取得している方（生活用に自動車・バイク等の調達を推奨します）
 - (6) パソコン等の一般的な操作ができる方（Word、Excel等の操作やSNS活用等）
 - (7) 活動終了後、起業・就業し、定住する可能性のある方
 - (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- （※1）3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。
- （※2）都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（以下「条件不利地域」という）に該当しない市町村をいう。
- （※3）「過疎、山村、離島、半島等の地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖

縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。

4 活動場所 鹿児島県 伊佐市内（伊佐市役所大口庁舎内）

5 活動時間

- (1) 1か月の勤務を要する日は、原則として 17 日とします。（13 ヶ月目以降は 15 日）
- (2) 活動時間は、原則として8時 30 分から 17 時までとします。なお、12 時から 13 時までの1時間の休憩時間を含みます。

6 活動形態・期間

- (1) 伊佐市の会計年度任用職員として伊佐市長が委嘱します。
- (2) 活動期間は、着任日から年度末（3月 31 日）までとします。再度の任用については、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断することとし、活動期間は最長で3年間（36 ヶ月）となります。
- (3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

7 給与等

- (1) 月額 204,990 円を支給します。（所得税、社会保険料等が控除されます）
- (2) 期末手当及び勤勉手当 最大年間 2.45 月（6・12 月に支給します。ただし、任用期間の関係で最初の支給は満額支給されない場合があります。）
- (3) 通勤手当なし（自家用車を活動に使用した場合は、別途手当支給あり）

8 接遇・福利厚生

- (1) 社会保険、雇用保険に加入します。
- (2) 公務災害補償の適用を受けます。
- (3) 活動期間中の住居にかかる家賃は伊佐市が負担します。（生活必需品や光熱水費等は自己負担）
※ ただし、家賃月額が5万円を超える場合の超過分は自己負担となります。
- (4) 年休 最大 10 日（採用日、勤続年数により変わります。）
※年次有給休暇及び年次有給休暇以外の休暇は、伊佐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を適用します。
- (5) 特別休暇 あり
- (6) その他 引越しにかかる費用は自己負担です。

9 応募手続き

- (1) 応募期間 令和8年9月28日（月）から令和9年3月26日（金）まで（必着）
※ 順次、選考を行っていくことから、応募期間中であっても募集を締め切る場合がありますのでご注意ください。
- (2) 提出書類 応募用紙に必要事項を記載の上、住民票の写しと運転免許証の写しを添付して

伊佐市役所 企画政策課 政策調整係まで郵送又は持参して下さい。

※ 応募用紙等はお返しいたしません。

10 選考方法

(1) 第1次選考（書類審査：順次選考します）

書類選考の上、結果を文書で通知します。

※ 応募用紙により書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

(2) 第2次選考（面接：順次選考します WEB 面接可）

① 第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。日程等の詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。

※ 面接は原則伊佐市での開催を予定していますが、応募者が希望する場合はオンラインで実施することも可能です。

※ 面接のために要する交通費等は自己負担となります。

② 選考結果（最終）を文書で通知いたします。

※ 選考結果通知書（採用内定通知書）は、面接が終わり次第早急に発送いたします。

11 応募・問い合わせ先

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市役所 企画政策課 政策調整係

受付時間：閉庁日を除く（午前8時30分～午後5時15分）原則、勤務時間内

担当：日高 一寛

電話：0995-23-1311 FAX：0995-22-5344

E-mail：seisaku@city.isa.lg.jp

12 その他

◆ 鹿児島県伊佐市って？ 空き家バンク、
移住者の声などを掲載！

【ここがい～さ】



◆ 鹿児島県伊佐市の面白いスポットやグルメ
暮らしの情報などを発信中

【いさがい～さ】

